

# 鹿児島港港湾計画資料

— 軽易な変更 —

平成 31 年 3 月

鹿児島港港湾管理者

鹿児島県

## 目 次

1 変更理由	1
2 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 木材取扱施設計画	2
2-2 専用埠頭計画	3
3 土地造成及び土地利用計画に関する資料	14
3-1 土地造成計画	14
3-2 土地利用計画	16
4 その他重要事項	19
4-1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	19
5 環境の保全に関する資料	20
5-1 環境への影響と評価	20
5-2 総合評価	21
6 その他の資料	22
6-1 新旧法線対照図	22
6-2 地方港湾審議会委員名簿	24

## 1 変更理由

1

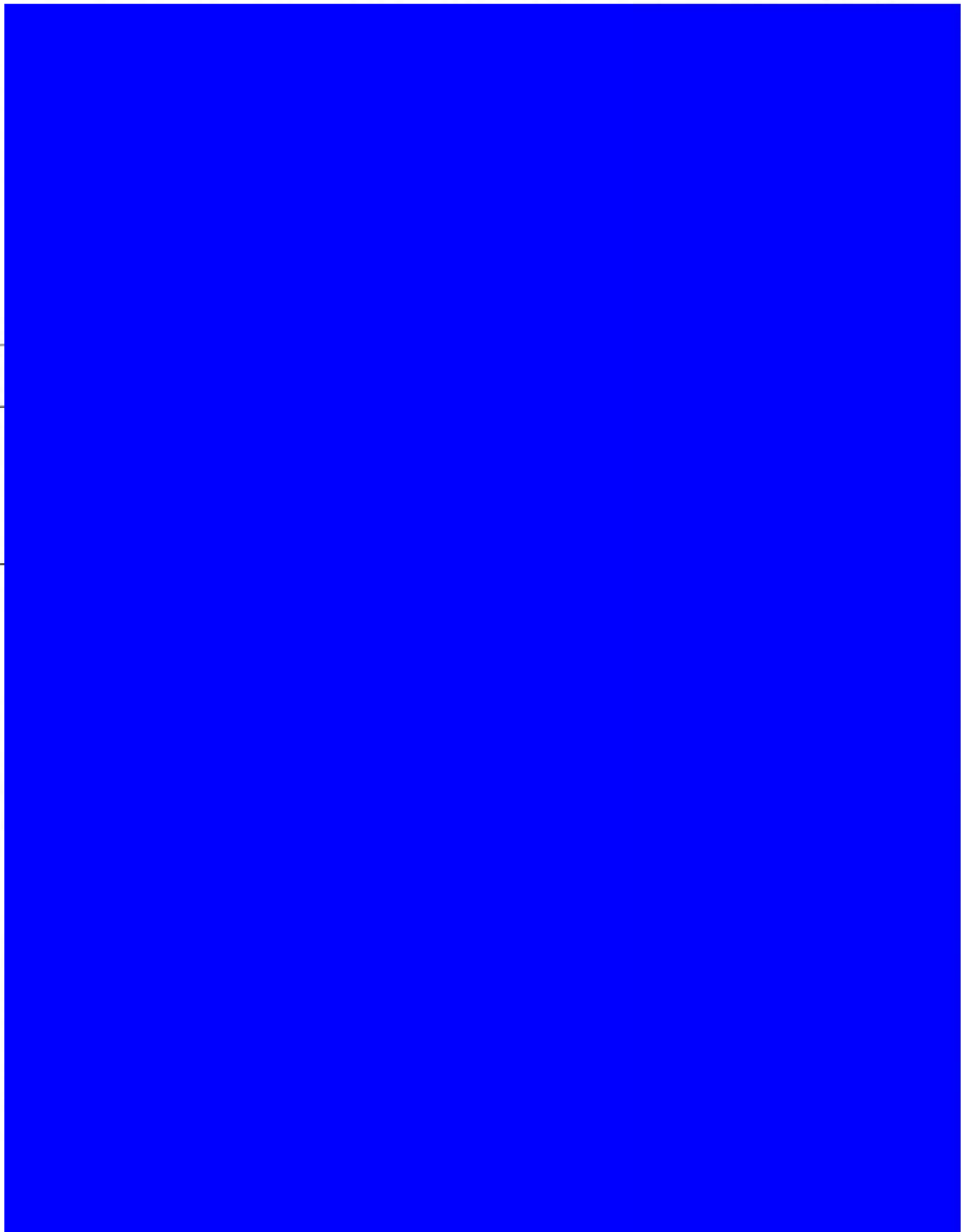
2

- 3 巡視船の係留施設整備に伴い、谷山二区において、専用埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

## 2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 

(1) 計画変更の必要性



## 2-2 専用埠頭計画

### (1) 計画変更の必要性

巡視船の係留施設整備に伴い、谷山二区において、専用埠頭計画を変更する。

### (2) 変更する専用埠頭の規模及び配置

表2-2-1 今回変更する専用埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	計画水深	バース数	延長	区分	規模及び配置の考え方
谷山二区	巡視船岸壁 A	-10m	2 バース	450m	既設の変更計画	約 6,500GT の巡視船に対応した岸壁を確保する。
	巡視船岸壁 B,C	-9m	8 バース	1,440m	既定計画の変更計画	約 6,500GT の巡視船を対象とした規模とし、水深も確保されていることから当該位置に配置する。

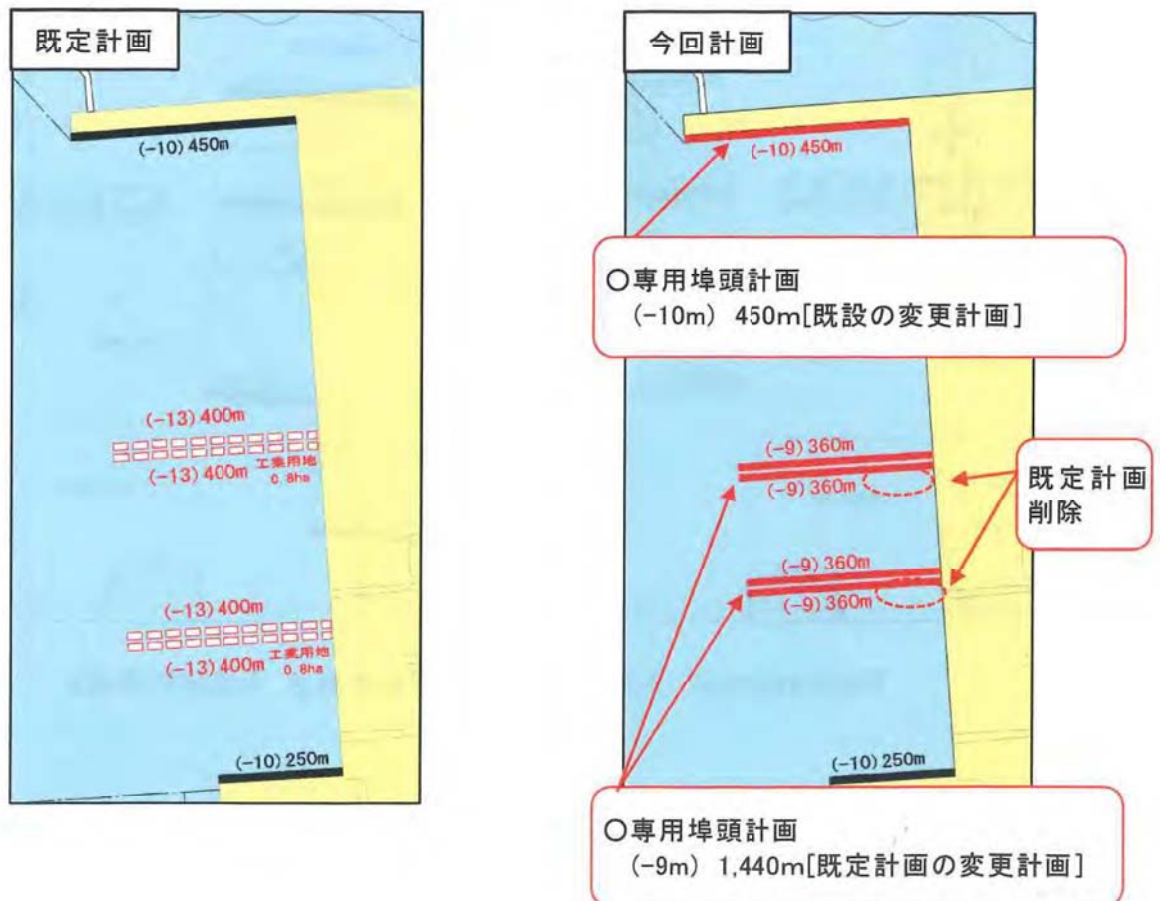


図2-2-1 今回変更する専用埠頭位置図

(3) 土地造成計画

土地造成計画は次のとおりである。

表3-1-2 変更後の土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
中央港区	(9.6) 9.6	(7.3) 7.3	(42.8) 42.8	—	(9.6) 9.6	—	(24.0) 24.0	(93.3) 93.3

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表3-1-3 変更前の土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
中央港区	(9.6) 9.6	(7.3) 7.3	(27.3) 27.3	—	(9.6) 9.6	—	(24.0) 24.0	(77.8) 77.8

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 3-2 土地利用計画

#### (1) 計画変更の必要性

輸入原木の取扱いの減少に伴い遊休化している水面整理場および水面貯木場の有効活用を図り、県民や観光客の交流空間の形成を図るため、中央港区において、土地利用計画を新たに計画する。

また、港湾施設の計画に対応するため、谷山二区において、土地利用を次のとおり変更する。

#### (2) 今回計画する土地利用計画の規模及び配置の考え方

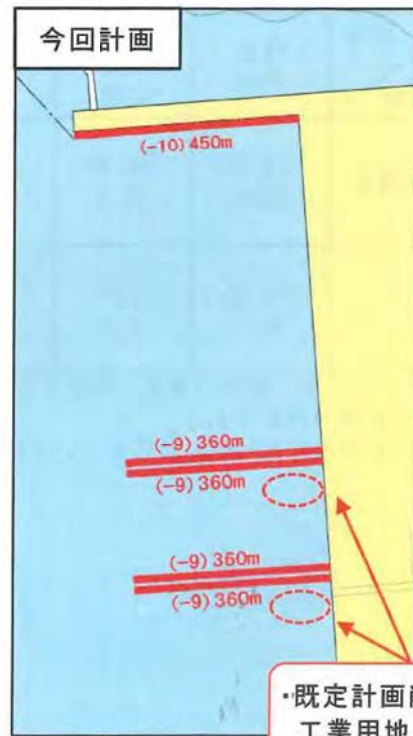
今回計画する土地利用計画の内容は次のとおりである。

表3-2-1 今回計画する土地利用計画の内容

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
谷山二区	工業用地	1.6ha	—	—	専用埠頭計画の変更に伴い削除する。



図3-2-1 今回計画する土地利用計画図(中央港区)



・既定計画削除  
工業用地 1.6ha

図3-2-2 今回変更する土地利用計画位置図(谷山二区)



(3) 土地利用計画

土地利用計画は次のとおりである。

表3-2-2 変更後の土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
谷山二区	(89.3) 89.3	(4.3) 4.3	—	(381.7) 381.7	(15.0) 15.0	(34.6) 34.6	(14.1) 14.1	(539.0) 539.0

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表3-2-3 変更前の土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
谷山二区	(89.3) 89.3	(4.3) 4.3	—	(383.3) 383.3	(15.0) 15.0	(34.6) 34.6	(14.1) 14.1	(540.6) 540.6

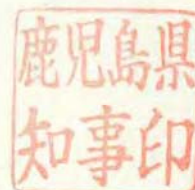
注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

港空第439-2号  
平成31年3月29日  
(港湾空港課扱い)

第十管区海上保安本部長 遠山 純司 殿

鹿兒島港港湾管理者 鹿兒島県  
代表者 鹿兒島県知事 三反園 訓



鹿兒島港港湾計画について (送付)

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の土木行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび鹿兒島港港湾計画の軽易な変更をしましたので、港湾計画書及び同資料を送付いたします。

今後とも、本県の港湾行政に関しまして御支援、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

<問い合わせ先>

鹿兒島県土木部港湾空港課

鹿兒島港整備係

TEL 099-286-2111 (内 3647)



平成31年3月20日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 三反園訓 殿

鹿児島県地方港湾審議会会長 大津 学



鹿児島港港湾計画の軽易な変更について（答申）

平成31年2月4日付け港空第368号で諮問のあった標記のことについては、原案どおり  
適当であると認めます。

